

1964年6月24日(第11日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時33分~午後 時 分)

1. 応招議員は次のとおりである。

1 番	天	久	安	太	2 番	比	唐	定	亮	3 番	天	久	盛	雄
4 番	安	官	盛	郎	番	石	川	真	六	番	仲	村	春	果
7 番	稻	嶺	正	信	番	石	田	英	正	番	安	里	安	明
10番	又	真	正	原	番	石	川	喜	紫	番	大	川	盛	昇
13番	伊	佐	真	得	番	石	村	幸	永	番	宮	城	行	昌
17番	伊	佐	真	寿	番	中	里	幸	助	番	武	島		男
20番	仲	村	盛	光	番	古	波	清	次	番				

2. 不応招議員は次のとおりである。

16番 宮 里 致 行

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	具屋 英徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正敏	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	國香 真義
建設課長	鳥袋 昌泰	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局職員の出発者。

局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅、鳥袋 真由 知念 春光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第4. 議案第18号、1965年度宜野湾市才入才出予算について。

1964年6月24日(第11日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時33分~午後 時 分)

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	宴太郎	2番	比嘉	定亮	3番	天仲	久村	盛春	雄景
4番	安次	富盛	5番	石川	真英	6番	安里	村里	春安	景明
7番	稲嶺	正信	8番	石田	英	9番	安川	城	安	昇昌
10番	又吉	正弘	11番	石川	喜永	12番	大官	盛行		
13番	伊佐	真得	14番	仲里	幸助	15番	武島			
17番	伊佐	貞寿	18番	中里	助	19番				
20番	仲村	盛光	21番	古波	清次郎					

2. 不応招議員は次のとおりである。

16番 官里 敏行

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村	春勝	助役	具屋	真徳	収入役	沢し	安一		
総務課長	松川	正義	住民課長	仲村	春信	民生課長	当山	全喜		
財政課長	奥里	将俊	経済課長	伊佐	友誠	水道課長	国吉	真義		
建設課長	島袋	昌兼	消防団長	大城	仁幸					

7. 議会事務局職員の出席者。

局長 官城 光雄 書記 照屋 毅・島袋 真田 知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第4. 議案第18号, 1965年度宜野湾市才入才出予算について。

議 長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成  
いたしますので、只今より本日（第11日目）の会議を開きます。  
（午前10時33分）

議 長～暫休憩いたします。（午前10時34分）

議 長～再開いたします。（午前10時48分）

議 長～1番議員の出席を報告いたします。

議 長～議案第18号1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題とい  
たします。本案は質疑の段階で継続審議になっておりましたので、本  
日は第2項の固定資産税から質疑を願います。

5 番～1件だけ質問いたします。固定資産台帳はどの程度整理なっておりま  
すか。出米高の割合でも結構です。

財政課長～固定資産台帳の方は課税家屋の方から、手がけております。

5 番～完全は100%としてそれに対してどの程度まで、何%まで大体整備  
体勢は進んでおりますか。

財政課長～資料として後でお配りいたします。

議 長～暫休憩いたします。（午前10時55分）

議 長～再開いたします。（午前10時58分）

15番～課税台帳は縦覧に供した事はありますか。担当課長の方に質問いたし  
ます。

財政課長～課税台帳は今まで作られておりませんので、供覧するという所まで  
は行っておりません。

15番～全然作られてなかつた訳ですか。

課税台帳がないという事はやはり徴税の成績にも影響すると懸念します  
例えば個人々々ほとんど税金はどういうふうに課されていますか。色  
々不備もあるかと思っております。従つてそれは早く整理なされて、  
納得の行く様に説明もしてもらつて、そうする事によつてしか徴税の  
成績も上らんと懸念しますので、早急に善処方を要望いたします。

財政課長～その面で前年度はふるに土地、家屋、それから市民税の課税台帳の  
整備に入つた訳であります。今年度は行政区の再編によりまして、そ  
色々の事務面において事務分しようが相当なつた様でございます。

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成  
いたしますので、只今より本日(第11日目)の会議を開きます。  
(午前10時33分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時34分)

議長～再開いたします。(午前10時48分)

議長～1番議員の出席を報告いたします。

議長～議案第18号1965年度宜野湾市才入才出予算についてを議題とい  
たします。本案は質疑の段階で継続審議になっておりましたので、本  
日は第2項の固定資産税から質疑を願います。

5番～1件だけ質問いたします。固定資産台帳はどの程度整理なつておりま  
すか、出来高の割合でも結構です。

財政課長～固定資産台帳の方は課税家屋の方から、手がけております。

5番～完全は100%としてそれに対してどの程度まで、何%まで大体整備  
体勢は進んでおりますか。

財政課長～資料として後でお配りいたします。

議長～暫休憩いたします。(午前10時55分)

議長～再開いたします。(午前10時58分)

15番～課税台帳は縦覧に供した事はありますか。担当課長の方に質問いたし  
ます。

財政課長～課税台帳は今まで作られておりませんので、供覧するという所まで  
は行っておりません。

15番～全然作られてなかつた訳ですか。

課税台帳がないという事はやはり徴税の成績にも影響すると思えます  
例えば個人々々ほとんど税金はどういうふうに課されていますか、色  
々不備もあるかと思っております。従つてそれは早く整理なされて、  
納得の行く様に説明もしてもらつて、そうする事によつてしか徴税の  
成績も上らんとしますので、早急に善処方を要望いたします。

財政課長～その面で前年度はふるに土地、家屋、それから市民税の課税台帳の  
整備に入つた訳であります。今年度は行政区の再編によりまして、そ  
色々の事務面において事務分しようが相当変つた様でございます。

れで途中で又課税された分も結局新行政区での財源確保、こういったもので手間取って現在家屋とそれから住民税の方の只今査定をしておりますが、調査しておりますので、後でお知らせいたします。

15番～もう1件お伺いいたします。添付資料によりますと法人の方が80%計上されておりますが、この予算計上してから法人の方で破産宣告なり受けた法人がありますか。課長さに御説明願います。

財政課長～今の御質問は市民税のですか。

15番～固定資産税のです。

財政課長～法人でいわゆる破産宣告を受けたものは横田米人住宅ですね。

15番～横田ですか。 財政課長～はい

15番～これは正式な名前はなんですか。

財政課長～新聞をにぎわしておりました横田ハウジングという米人住宅の会社であります。あれは今は山城正徳がかた代りして固定資産税なんかを出しております。

15番～もち論税でありますので、当然これは納税義務者である訳なんですから法人の場合はなる程法人の多い本市では、たしかにむつかしい点は大部あると思うんですが、法人の方で徴収がむつかしい点は大体どういった点がありますか。

財政課長～法人で残っておりますのは、残っているものの理由としましては、営業するという建物の方は別であります。64年度の法人の申告が遅れた所にも又理由があると思えます。

15番～営業不振と只今申し上げましたけれども、これは向うの説明だけによつて、そういうふうに断定している訳ですか。それとも調査もなさっておりますか。

財政課長～その面は滞納繰越に対しましては、その都度徴税吏員を派遣して納付するように督促をしておりますが、法人に対しましては最後の意志がなければ、処分をするという事にしか持つて行けないところ思います。

5番～只今の質問と関連してもう1点質問いたします。破産宣告された法人は1ヶ所であるというふうな説明でありましたが、法人で法人のせんとく会社が破産宣告を受けた会社はないか、それについて知っております。あるいは、あるせんとく会社、これは現に滞納しておりますか。

れて途中で又課税された分も結局新行政区での財源確保、こういつたもので手間取つて現在家屋とそれから住民税の方の只今査定をしておりますが、調査しておりますので、後でお知らせいたします。

15番～もう1件お伺いいたします。添付資料によりますと法人の方が80%計上されておりますが、この予算計上してから法人の方で破産宣告なり受けた法人がありますか。課長さに御説明願います。

財政課長～今の御質問は市民税のですか。

15番～固定資産税のです。

財政課長～法人でいわゆる破産宣告を受たものは横田米人住宅ですね。

15番～横田ですか。 財政課長～はい

15番～これは正式な名前はなんですか。

財政課長～新聞をにぎわしておりました横田ハウジングという米人住宅の会社であります。あれは今は山城正徳がかた代りして固定資産税なんかから出してあります。

15番～もち論税でありますので、当然これは納税義務者である訳なんですから法人の場合はなる程法人の多い本市では、たしかにむつかしい点は大部あると思うんですが、法人の方で徴収がむつかしい点は大体どういつた点がありますか。

財政課長～法人で残っておりますのは、残っているものの理由としましては、営業するという建物の方は別であります。64年度の法人の申請が遅れた所にも又理由があると思ひます。

15番～営業不振と只今申し上げましたけれども、これは向うの説明だけによつて、そういうふうな断定している訳ですか。それとも調査もなされておりますか。

財政課長～その面は滞納繰越に対しましては、その都度徴税吏員を派遣して納付するように督促をしておりますが、法人に対しましては最後の意志がなければ、処分をするという事にしか持つて行けないところ思ひます。

5番～只今の質問と関連してもう1点質問いたします。破産宣告された法人は1ヶ所であるというふうな説明でありましたが、法人で法人のせんとく会社が破産宣告を受けた会社はないか、それについて知つていない範囲内でお願ひします。あるせんとく会社、これは現に滞納しており

ます。はつきり私の方から申し上げます。ベルランドリーです。これが破産宣告されたか。されなかつたか今空っぽになつております。

財政課長～たしかに破産宣告をされたと思ひます。

5 番～されたと、はつきりは分らん訳ですね。そんな場合には市長の市政方針にもありました法人会社の誘致、であるならばやはり法人が現にそこにある法人からは適正にやはり徴収をしなければいかないと思つております。今の質問にもありましたが形の上の破産であるのか、帳簿上の破産であるのか、実質的な破産であれば、やはり必要な財務処分の停止を求めて必要な調査を加えるとか、そして徴収出来そうな出来そうなじやなくて出来ても、出来なくても一応は過去の全滞納分を送付する請求の手続きを当然なすべきだと、私は思ひます。補算手続にサインをする訳ですね。ですから今の答弁では破損されたと思ひではやはりまだ財政課長の答弁としては、これは50点です。これはですならその面も調査して次の議会にはつきり完全の答弁をお願いします。

財政課長～現在法人関係は法人係がありまして、そういう面はしよつゆう調査をして徴収面の方に努力をしております。ベルランドリーは前から破産になつたのは3～4ヶ年前だとかういうふうに考へておりますので一応調査をしてから報告いたします。

議 長～8番、9番の出那を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時9分)

議 長～再開いたします。(午前11時11分)

3 番～市長も御存じだと思ひますが、静岡縣越の方は個人の分になつておりますが、全部個人のもの50%の計上率ですが、それに対しては現年度と過年度の方が出てないですが、全部ひつくるめて50%という意味ですか。各事業税の方に一応市民税の方にこれは64年度の分と、その以前の分に別れて内訳が出ている。それが出てないんだが、それをひつくるめて、全部50%の徴収を見ておるといふ訳ですか。

財政課長～そうであります。

3 番～それは何か根拠がありますか。去年何か80%までその前年度の分は80%を見込んだつもりだつたが、どういふ訳で50%に落ちた訳ですか。

助 役～これは50%にした差違はございません。前年度分に重きをおいて、

ます。はつきり私の方から申し上げます。ベルランドリーです。これが破産宣告されたか。されなかつたか今空つぽになつております。

財政課長～たしかに破産宣告をされたと思います。

5 番～されたとはつきりは分らん訳ですね。そうなる場合には市長の市政方針にもありました法人会社の誘致。であるならばやはり法人が現にそこにある法人からは適正にやはり徴収をしなければいけないと思つております。今の質問にもありましたが形の上の破産であるのか。帳簿上の破産であるのか、実質的な破産であれば、やはり必要な財務処分の停止を求めて必要な調査を加えるとか。そして徴収出来そうな出来そうなじやなくて出来ても、出来なくても一応は過去の全滞納分を送付する請求の手續きを当然なすべきだと、私は思います。精算手續にサインをする訳ですね。ですから今の答弁では破損されたと思うではやはりまだ財政課長の答弁としては、これは50点です。これはですからその面も調査して次の議会にはつきり完全の答弁をお願いします。

財政課長～現在法人関係は法人係がありまして、そういう面はしよつゆう調査をして徴収面の方に努力をしております。ベルランドリーは前から破産になつたのは3～4ヶ年前だところいうふうに考えておりますので一応調査をしてから報告いたします。

議 長～8番、9番の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時9分)

議 長～再開いたします。(午前11時11分)

3 番～市長も御存じだと思いますが、滞納繰越の方は個人の分になつておりますが、全部個人のもの50%の計上率ですが、それに対しては現年度と過年度の方が出てないですが、全部ひつくるめて50%という意味ですか。各事業税の方に一応市民税の方にこれは64年度の方と、その以前の分に別れて内訳が出ている。それが出てないんだが、それをひつくるめて、全部50%の徴税を見ておるといふ訳ですか。

財政課長～そうであります。

3 番～それは何か根拠がありますか。去年何か80%までその前年度の分は80%を見込んだつもりだつたが、どういふ訳で50%に落ちた訳ですか。

助 役～これは50%にした基礎はございませぬ。前年度分に重きをおいて、

過年度分は予算上として50%計上してあるだけでありまして、50%取るという事ではございません。

3 番～今度の税の滞納の場合はですね、全部50%を目標にしておるんだが、いったい徴税更員も多くなるし、税の充内容も充実して、そうとう実績が上ると思うんですが、それでも去年の実績より減ると見ておられますか。

助 役～減るとは見ておりません。予算上50%と見ておるんです。

3 番～それは議会としてもつと上げてでも充分可能だと見ておりますが、

助 役～可能か不可能かはこれからの問題であります。昨日も市長の方からも答弁がございました様に、可能である様に努力して行くという予算上において50%というのを計上しております。

1 番～固定資産税の課税標準、土地が3,935,200\$と去年度で3,871,500\$とこの差額家屋の3,490,500\$と去年の3,601,000\$の差額これの算定基礎について御説明願います。

助 役～土地の方はそれだけ課税に対象が増えた分ではなくして現在土地の方の課税の方は宅地と、それから畑、田この3つの方に賦課しておる訳でございますが、畑から宅地になる或は山林原野から宅地になるそういうふうな何を見越して地目変更によつての増でございます。それから家屋の分については自然増の何を見越しております。

1 番～この課税標準のいわゆる評価を基準にしてやつておりますか。

助 役～課税標準の評価につきましては現在政府の方で見ております。市町村交付税の対象になっております。個々の市町村の平均値を取つてあります。

1 番～個々の市町村の平均値、そうすると全体的に均一的に均一の基準によつて統制されているという事でございませうか。

助 役～交付税の対象として全体的に均一的に均一的な基準が出来ておる訳でございます。

1 番～この前にもう1件お伺いしますが、地目によつてこの評価の基準が違って来ると思いますが、その地目変更の適正のはあくをされているかどうか。

助 役～地目変更の方はこれは法でもつて地主の方が地目変更をやる様になつ

過年度分は予算上として50%計上してあるだけでありまして、50%取るという事ではございません。

3 番～今度の税の滞納の場合はですね、全部50%を目標にしておるんだが、いったい徴税吏員も多くなるし、税の充内容も充実して、そうとう実績が上ると思うんですが、それでも去年の実績より減ると見ておられますか。

助 役～減るとは見ておりません。予算上50%と見ておるんです。

3 番～それは議会としてもつと上げて充分可能だと見ておりますが。

助 役～可能か不可能かはこれからの問題であります。昨日も市長の方からも答弁がございました様に、可能である様に努力して行くという予算上において50%というのを計上してあります。

1 番～固定資産税の課税標準。土地が3,935,200\$と去年度で3,871,500\$とこの差額家屋の3,490,500\$と去年の3,601,000\$の差額これの算定基礎について御説明願います。

助 役～土地の方はそれだけ課税に対象が増えた分ではなくして現在土地の方の課税の方は宅地と、それから畑・田この3つの方に賦課しておる訳でございますが、畑から宅地になる或は山林原野から宅地になるそういうふうな何を見越して地目変換によつての増でございます。それから家屋の分については自然増の何を見積つております。

1 番～この課税標準のいわゆる評価を基準にしてやつておりますか。

助 役～課税標準の評価につきましては現在政府の方で見ております。市町村交付税の対象になつております。個々の市町村の平均値を取つてあります。

1 番～個々の市町村の平均値、そうすると全りゆう的に1つの基準によつて統制されているという事でございますか。

助 役～交付税の対象として全りゆう的に均こう表が出来ておる訳でございます。

1 番～この前にもう1件お伺いしますが、地目によつてこの評価の基準が變つて来ると思いますが、その地目変更の適正のはあくをされているかどうか。

助 役～地目変更の方はこれは法でもつて地主の方が地目変更をやる様になつ

てありますが、課税の何としまして例えば山林原野とか或は畑から宅地に變つて行くという事になりますと当然そこに家が出来ておりますので、そういう場合においては登記所の何を持たんで、市独自の何んとして調査して市で評価をやつております。

1 番～私がお尋ねする事は法によつて市町村の独自の立場でこれを變更する事が出来る訳でございますけれど、この評価基準の中にはそういったものも全部含まれておるかどうかです。

助 役～それが含まれておるために去年度よりは坪数が増えたんじやなくしてそういう何があつたので、評価額が増えているという事になっております。

1 番～例えば1割を申し上げますと従来原野だつた場所が貸仕宅を立てた事によつて宅地になつたと、そういう地域が相当ある訳でございますがそういった地域は全部

助 役～課税の対象として宅地になつております。

1 番～どうされたんですか。

助 役～宅地の評価をされております。

1 0 番～財政法の8条によりますと、固定資産評価委員は4月1日に報告を市町村長に報告をしなければいけないというふうになっておりますが、これは現在やられておりますか。

助 役～文書上の報告はしておりません。

1 0 番～いない訳ですか、結局やられていないというのと、この予算上の現れたその課税標準額はという所でおなされておりますか。

助 役～台帳の方によつて評価されております。

1 0 番～しかしこれからいへば固定資産評価委員は年1回は調査するように、調査してそして報告をするようになってはいる訳ですが、それに基ずいて結局この課税標準額が出て、そして予算が出ると思うんですが、それが出されていないという事はどういう関係でございますか。

助 役～台帳の方でやられておるんでありまして、書類上の何としてまだき違に乗つておりません。

1 0 番～この課税標準額は結局今年で行われれば評価額として認めて良い訳ですか。

ておりますが、課税の何としまして例えば山林原野とか或は畑から宅地に變つて行くという事になりますと当然そこに家が出来ておりますので、そういう場合においては登記所の何を持たんで、市独自の何んとして調査して市で評価をやっております。

1 番～私がお尋ねする事は法によつて市町村の独自の立場でこれを變更する事が出来る訳でございますけれど、この評価基準の中にはそういったものも全部含まれておるかどうかです。

助 役～それが含まれておるために去年度よりは坪数が増えたんじやなくしてそういう何があつたので、評価額が増えているという事になっております。

1 番～例えば1例を申し上げますと従来原野だつた場所が貸住宅を立てた事によつて宅地になつたと。そういう地域が相当ある訳でございますがそういった地域は全部

助 役～課税の対象として宅地になつております。

1 番～どうされたんですか。

助 役～宅地の評価をされております。

10 番～財政法の8条によりますと、固定資産評価委員は4月1日に報告を市町村長に報告をしなければいけないというふうになっておりますが、これは現在やられておりますか。

助 役～文書上の報告はやておりません。

10 番～いない訳ですか。結局やられていないというと、この予算上現れたその課税標準額はどういう所でなされておりますか。

助 役～台帳の方によつて評価されております。

10 番～しかしこれからいへば固定資産評価委員は年1回は調査するように、調査してそして報告をするようになっていく訳ですが、それに基づいて結局この課税標準額が出て、そして予算が出ると思うんですが、それが出されていないという事はどういう関係でございませうか。

助 役～台帳の方でやられておるんでありまして、書類上の何としてまだき道に乗つておりません。

10 番～この課税標準額は結局今年で行われれば評価額として認めて良い訳ですか

助 役～そうでございます。

10 番～そうした場合にはその金額がいわゆる宜野湾市全体の評価と認めて良い訳ですね。土地、家屋のですねいわゆる課税標準額が

助 役～そうでございます。

10 番～そこで総額から見た場合には、この標準額が少なく見積つた様な感があるんですが、文書は固定資産評価委員からは文書としては届いていない訳ですか。

助 役～この方は先きも1番さんの質問にお答えした様に2～30万、現らわれている評価額の方は市町村交付金税の対象になっております。全りゆうの土地の評価の個々の市町村における平均値をおさえて評価を出しておるんです。

1 番～固定資産税の課税標準は法によると毎年4月1日の評価が基準というふうになっております。これは先程の助役の答弁によりますと、交け税の対象となる全りゆうの市町村の基準を取るという事でございますが、実際にその基準とですね、現在の評価額の差がどの位い差が出て来るかですね。その播定額について検討をされたことがありますかもしあればですねそれを1つ

財政課長～固定資産の維持平均価格という事で64年度から政府の指示によつその指示価格で課税をするという政府からの追加書がまいっておりますが、宜野湾の方が田65セント、畑が55セント、宅地が2,50セント家屋が24,000~~00~~こういふふうになっておりますが、家屋の方は現在までの課税の総当りの平均額はこの24,000の額まで来ております。それで今年土地の方が全体的に45%の増であります。なぜかと申し上げますと田の方の平均値が今まで47セント、これは38%の増であり、それから畑の方が今まで32セント、これが71%の増、それから宅地の方が1,75セント、これが42%ひつくるめて全体的に土地の方は、45%増にしなければならないということになっております。

1 番～そういたしますと全体的に45%課税標準の増となる訳でございますが、増額にして何拾万の増になる訳ですか、何拾万

助 役～この数字を出した場合には、只今の課長の方から観み上げておられます所の政府で見ている平均値という何はその予算に現らわれている数字でございます。それから現年案市の方で施行されておりますのが予算資料の方として平均してあります。64年度の各税の調定額というふうになって固定資産税においては前34,623,30セントというふ

助 役～そうでございます。

10番～そうした場合にはその金額がいわゆる宜野湾市全体の評価と認めて良い訳ですね。土地、家屋のですねいわゆる課税標準額が

助 役～そうでございます。

10番～そこで総額から見た場合には、この標準額が少なく見積つた様な感があるんですが、文書は固定資産評価委員からは文書としては届いていない訳ですか。

助 役～この方は先きも1番さんの質問にお答えした様に2～30万。現らわれている評価額の方は市町村交付金税の対象になつております。全りゆの土地の評価の個々の市町村における平均値をおさえて評価を出しておるんです。

1 番～固定資産税の課税標準は法によると毎年4月1日の評価が基礎というふうになつております。これは先程の助役の答弁によりますと、交付税の対象となる全りゆの市町村の基準を取るという事でございしますが、実際にその基準とですね、現在の評価額の差がどの位い差が出て来るかですね。その推定額について検討をされたことがありますかもしあればですねそれを1つ

財政課長～固定資産の維持平均価格という事で64年度から政府の指示によつその指示価格で課税をするという政府からの追加書がまいっておりますが、宜野湾の方が田65セント。畑が55セント。宅地が2,50セント。家屋が2400。こういうふうになつておりますが、家屋の方は現在までの課税の総当りの平均額はこの24,00\$の額まで来ております。それで今度土地の方が全体的に45%の増であります。なぜかと申し上げますと田の方の平均値が今まで47セント、これは38%の増であり、それから畑の方が今まで32セント、これが71%の増、それから宅地の方が1,75セント、これが42%ひつくるめて全体的に土地の方は、45%増にしなければならないということになつております。

1 番～そういたしますと全般的に45%課税標準の増となる訳でございますが、増額にして何拾万\$の増になる訳ですか。何拾万\$

助 役～この数字を出した場合においては、只今の課長の方から読み上げております所の政府で見ておる平均値という何はその予算に現らわれている数字でございます。それから現年本市の方で施行されておりますのが予算資料の方として平均してあります。64年度の各税の調定額というふうになつて固定資産税においては約34,623,30セントというふ

うな額ですか、それを逆算した場合には、

1 番～その数字についてはいずれ計算したら分ると思しますのでよろうございませうが、一応45%の増を見込まれるという事になりますと、その増額がなぜですね今年度から適用出来なかつたか、その理由について御説明願います。

助 役～この方は64年度の方も予算増額は政府の見方のおり予算を立てありますが、どうせ政府の方としては土地家屋の再評価をやらなければいけないという事は前から出しておりましたので、64年度は実施されておられません。

1 番～只今の評価45%の増というのはあくまでも推定額という事でございませうか、只今の説明はそして新しい新評価をする事によつて65年度からはその時点における評価を課税標準とすると、65年度からは間違いなく評価を基準に課税出来るという事でございませうか。(はい)

1 2 番～家屋の場合ですね、実際建築額の何%位課税しておりますか。

議 長～暫く願いたします。(午前11時38分)

議 長～再開いたします。(午前11時39分)

財政課長～もう1辺固定資産の月平均価格を甲上げます。田の方が65セントそれから畑が55セント、宅地が2,50セント、家屋が24%。これが政府から示された市民平均価格です。

1 2 番～この24%というのは木造もコクリーも同じですか。

財政課長～宜野湾市の藝家屋の坪当りの平均価格であります。全部ひつくるめての平均の価格であります。

1 2 番～私が申し上げるのは例えば200%で造るとしますね、課税標準に持つて行つた場合どの程度の値税を見取つておりますか、その点。

財政課長～現在までは3分の1以下下の評価格で課税をされております。

1 2 番～土地等の場合はそういう聞きがあると思ますが、大体何段階位に分けておりますか。

財政課長～土地は9段階ですね、それから田畑が5段階

1 2 番～尺渡の場合の例を甲上げますと田舎の場合は4～5%という所もあるし又都市地区においては、例えば1号線ぞい或は昔前から設所の通り

うな額ですか。それを逆算した場合には。

1 番～その数字についてはいずれ計算したら分ると思いますのでよろうございませうが、一応45%の増を見込まれるという事になりますと、その増額がなぜですね今年度から適用出来なかつたか、その理由について御説明願います。

助 役～この方は64年度の方も予算増額は政府の見方のおり予算を立てありますが、どうせ政府の方としては土地家屋の再評価をやらなければいけないという事は前から出しておりましたので、64年度は実施されておられません。

1 番～只今の評価45%の増というのはあくまでも推定数という事でございませうか。只今の説明はそして新しい新評価をする事によつて65年度からはその時点における評価を課税標準とすると、65年度からは間違いなく評価を基準に課税出来るという事でございませうか。(はい)

1 2 番～家屋の場合ですね。実際建築額の何%位課税しておりますか。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時38分)

議 長～再開いたします。(午前11時39分)

財政課長～もう1辺固定資産の月平均価格を申し上げます。田の方が65セントそれから畑が55セント。宅地が2,500セント。家屋が24\$。これが政府から示された市民平均価格です。

1 2 番～この24\$というのは木造もコクリー建も同じですか。

財政課長～宜野湾市の総家屋の坪当りの平均価格であります。全部ひつくるめての平均の価格であります。

1 2 番～私が申し上げるのは例えば200\$で造るとしますね。課税標準に持つて行つた場合どの程度の値段を見積つておりますか、その点

財政課長～現在までは3分の1以下下の評価格で課税をされております。

1 2 番～土地等の場合はそういうの關きがあると思つますが、大体何段階位に分けておりますか。

財政課長～土地は9段階ですね。それから田畑が5段階

1 2 番～尺度の場合の例を申し上げますと田舎の場合は4～5\$という所もあるし又都市地区においては、例えば1号線ぞい或は宮前から役所の通り

沖取通りと、そろとの開きが出てくると思いますが、10段階位いの段階でもつて課税するという事はむじゆんじやないかどうか、そのを願ひす。

財政課長～その点はこの10段階でもつてその土地を評価するという事自体が非常にむじゆんした点があると思います。この面でその土地の実際の示中し合せの最正におきましては、今年度新しく土地評価基準が示出めされまして、その年度はその評価基準によつて改正をする事を出末ると、こう思つております。だから家屋の評価基準もその評価点教でもつて評価をするようになっております。その土地もその突情とか地形とか或は排水それからその農道からの距離耕作面積或は土よいろいろな料学何な条件がありますので、その条件によつて、その土地自体の給点教が個々全部1年毎に評価点教が違つて来ると、だからそういう具体的な評価基準でやりますと、その土地自体は今までの等教でもつて評価した評価格、それと比べると非常に進歩した評価なされると、こういうふうに考えておる訳であります。

19番～固定資産税が前年度と比較しまして4,421\$の増になつております。これを家屋に見た場合にその差額が大体18,020\$という額になります。この場合にこの4,421\$という評価は1体建物に換算し或は又そういった関係のいわゆる説明にありました地目変更によるいわゆる評価といたした様な御説明でございまして、この算定基礎ですれ、建物にした場合にどれ位いの点教になるのか、そして又そのいわゆる人件費用その他によつて生ずる所の控除額も考へて、4,421\$の増額ということとは、大体どの様なことですか。

財政課長～家屋におきましては去つた5月に調査をしまして800件の新築の増を認めまして、これに対する増が65年度の課税標準の増という事になります。それから土地の方は全体的に月平均額からどうしてもし45%引き上げて行かなければ家屋とか又市町村とのつり合が取れないと、そういう面で政府の指示価格に持つて行くという事でありませぬ。

19番～仮りに登記上の価格は別にぬきにして標準価格を作つたと、その3分の1を見積つて30\$という計算が出て来ますね。そうなつた場合には結局その今その額を3倍すれば結局建物の価格が出る訳です。それは大体何件位に相当するかというふうなですね。計算した場合に果してこれだけが増える計算が是である計算であるかを大体そういう計算の基礎はどういつた。

財政課長～その建物の課税標準についてであります。建物自体の給点教に64年度における課税標準評価これを割つて見た場合に給点教で割つて見た場合に1年当りの平均額が24,00\$行つております。それで前年度

沖眼通りと、そうとうの開きが出てくると思いますが、10段階位いの段階でもつて課税するという事はむじゆんじやないかどうか。そのを精査します。

財政課長～その点はこの10段階でもつてその土地を評価するという事自体が非常にむじゆんした点があると思います。この面でその土地の実際の申し合せの是正におきましては、今年度新しく土地評価基準表が示めされまして、その年度はその評価基準表によつて改正をする事が出来ると、こう思つております。だから家屋の評価基準標その点評価点数でもつて評価をするようになっております。その土地もその実情とか地形とか或は排水それからその農道からの距離耕作面積或は土じょういろいろな科学的な条件がありますので、その条件によつて、その土地自体の総点数が個々に全部1年毎に評価点数が違つて来ると、だからそういう具体的な評価基準でやりますと、その土地自体は今までの等級でもつて評価した評価格、それに比べると非常に進歩した評価がなされると、こういうふうに考えておる訳であります。

19番～固定資産税が前年度と比較しまして4,421\$の増になつております。これを家屋に見た場合にその差額が大体18,020\$という額になります。この場合にこの4,421\$という評価は1体建物に換算し或は又そういった関係のいわゆる説明にありました地目変更によるいわゆる評価といった様な御説明でございましたし、この算定基礎ですね、建物にした場合にどれ位いの点数になるのか、そして又そのいわゆる人件費用その他によつて生ずる所の控除額も考えて、4,421\$の増加ということとは、大体どの様なことですか。

財政課長～家屋におきましては去つた5月に調査をしまして800件の新築の増を認めまして、これに対する増が65年度の課税標準の増という事になります。それから土地の方は全体的に月平均額からどうしても45%引き上げて行かなければ家屋とか又他市町村とのつり合が取れないと、そういう面で政府の指示価格に持つて行くという事でありませう。

19番～仮りに登記上の価格を別にぬきにして標準価格を作つたと、その3分の1を見積つて30\$という計算が出て来ますね。そうなつた場合に結局その今その額を3倍すれば結局建物の価格が出る訳です。それは大体何件位に相当するかというふうなですね。計算した場合に果してこれだけが増える計算が是である計算であるかを大体そういった計算の基礎はどういつた。

財政課長～その建物の課税標準についてであります。建物自体の総坪数に64年度における課税総評価これを割つて見た場合に総坪数で割つて見た場合に1坪当りの平均額が24,00\$行つております。それで新年度

における65年度の見取り額は今までの実績とそれから新しく調査をされた800件余りの建物の評価見込額、その合計額が349万\$とそういうふうになっている訳であります。

8 番～償却資産が税額2,100\$程度上されておりますか。市町村税法の第67条の4項資産償却及びとありますが、この資産償却の課税主体がどれ位あるか又本市における課税比率についてお伺いいたします。

財政課長～この同法でいう償却資産は事業の用に供する資産でありまして、主に法人関係も控えており、そういうのがこの額になっております。

8 番～件数はどの位ありますか。

財政課長～機械及び装置が100件で工具及び備品が377件であります。全部で477件です。その内機械及び装置が評価額31,790\$、工具及び備品が30,980\$、その内法人のものが367,562\$先に申上げましたのは個人の償却資産であります。

10 番～固定資産評価委員の出席を求めたいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議長～再開いたします。(午前11時58分)

財政課長～償却資産の最高は松岡副館でございまして、171,406\$の評価額であります。それに対して税額が857\$又はペナリが7万

5 番～今のものは最高ですか(最高です)

10 番～固定資産評価委員にお伺いします。財政法の88条によりますと毎年1回築地に評価しなければならないというような規定がありますが、これをやっておりますか。

委員～毎年やっております。

10 番その3項に市町村長その評価調査を作成し市町村長に提出しなければならないと規定されておりますが、これは提出してありますか。

委員～と申しますと家屋調査ですか。

10 番～3項にですね。固定資産評価委員は前項の規定による評価をした場合においては規定で定める様式によつて遅滞なく評価した帳簿を作成しこれを市町村長に提出しなければならないと、それはされておりますか

における65年度の見積り額は今までの実績とそれから新しく調査をされた800件余りの建物の評価見込額、その合計額が349万\$とそういうふうになっている訳であります。

8 番～償却資産が税額2,100\$程計上されておりますか。市町村税法の第67条の4項資産償却及びとありますが、この資産償却の課税客体がどれ位あるか又本市における課税比率についてお伺いいたします。

財政課長～この同法でいう償却資産は事業の用に供する資産でありまして、主に法人関係も控えており、そういうのがこの額になっております。

8 番～件数はどの位ありますか。

財政課長～機械及び装置が100件で工具及び備品が377件であります。全部で477件です。その内機械及び装置が評価額31,790\$。工具及び備品が30,980\$、その内法人のものが367,562\$先に申し上げましたのは個人の償却資産であります。

10 番～固定資産評価委員の出席を求めたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時53分)

議 長～再開いたします。(午前11時58分)

財政課長～償却資産の最高は松岡配電でございますまして、171,406\$の評価額であります。それに対して税額が857\$次はペプシが7万

5 番～今のものは最高ですか(最高です)

10 番～固定資産評価委員にお伺いします。財政法の88条によりますと毎年1回実地に評価しなければならないというような規定がありますが、これをやっておりますか。

委 員～毎年やっております。

10 番その3項に市町村長その評価調査を作成し市町村長に提出しなければならないと規定されておりますが、これは提出してありますか。

委員 ～と申しますと家屋調査ですか。

10 番～3項にですね。固定資産評価委員は前項の規定による評価をした場合においては規定で定める様式によつて遅滞なく評価した帳簿を作成しこれを市町村長に提出しなければならないと、それはされておりますか

委員～はい

1 番～只今の質問に関連して評価委員に質問いたしました。あなたは毎年一回突地に調査しているというふうに答弁しておりますが、財政課長の答弁によりますと固定資産台帳はまだ出来てないというふうな答弁をやっております。どういふふうな方法で突地に調査をやっているか、御説明願います。

委員～毎年一回ずつ突地調査をやっていると申上げたのは、いわゆる固定資産は4月1日現在で賦課されますので、4月1日現在の新築された分だけ調べております。

1 番～新築された分についてだけ評価している訳ですか。(はい) そういう事であれば一応期待する訳であります。しかし峻密にいうと新築した分だけじゃなくて固定資産に対しては調査をしなくては、ならぬというふうにしていく訳ですね。そういたしますと助役の答弁によると来年から新しく再評価を実施するというふう聞いておりますが、その準備を着々と進めて間違いないよう出来る態勢になっている訳でありますか。

委員～はいそういう準備をやっております。

1 番～準備をやっているのだが、又再来年に延ぶという事は。

委員～ありえないと思います。

1 番～間違いないですね。

委員～間違ひありません。

5 番～出席されたついでに質問します。第88条に自分の関係ある条文でありますから長くお分りと思ひます。第88条によりますとそういう資産の調査状況は毎年いわゆる調査しなければならないんですが、これに関してあなた方目身も入れて上司最終の責任者は市長であります。市長からでも良いし助役からでも良いし財政課長からでも良いですから、この固定資産の評価のための調査をやれとか、やらなくちゃいけないんだよとか、そういう様な指示を受けた事がありますか。

委員～毎年やっている調査のですか。

5 番～私が聞いておりますのはその。

議長～暫休いたします。(午後12時3分)

議長～再開いたします。(午後12時5分)

委員～はい

- 1 番～只今の質問に関連して評価委員に質問いたしました。あなたは毎年1回実地に調査しているというふうに答弁しておりますが、財政課長の答弁によりますと固定資産台帳はまだ出来てないというふうな答弁をやっております。どういふ方法で実地に調査をやっているか、御説明願います。

委員～毎年1回ずつ実地調査をやっていると申上げたのは、いわゆる固定資産は4月1日現在で賦課されますので、4月1日現在の新築された分だけ調べております。

- 1 番～新築された分についてだけ評価している訳ですか。(はい)  
そういう事であれば一応納得する訳であります。しかし、秘密にいうと新築した分だけじゃなくて固定資産に対しては調査をしなくては、ならんというふうにしていく訳ですね。そういたしますと助役の答弁によると来年から新しく再評価を実施するというふう聞いておりますが、その準備を着々と進めて間違いなく出来る態勢になっている訳でありますか。

委員～はいそういう準備をやっております。

- 1 番～準備をやっているんだが、又再来年に延ぶという事は。

委員～ありえないと思います。

- 1 番～間違いはないですね。

委員～間違いありません。

- 5 番～出席されたついでに質問します。第88条に自分の関係ある条文でありますから良くお分りと思えます。第88条によりますとそういう資産の調査状況は毎年いわゆる調査しなければならないんですが、これに関してあなた方自身も入れて上司最終の責任者は市長であります。市長からでも良いし助役からでも良いし財政課長からでも良いです。この固定資産の評価のための調査をやれとか、やらなくちやいかないんだよとか、そういった様な指示を受けた事がありますか。

委員～毎年やっている調査のですか。

- 5 番～私が聞いておりますのはその。

議長～暫休憩いたします。(午後12時3分)

議長～再開いたします。(午後12時5分)

12番～今先の質問に対して、この3項の方は市町村長に提出したというふう  
に答弁されておりますが、それは文書によつて提出されておられるか  
口頭でやつておられるか。

委員～一応はその年戻分の増えた分だけ文書にして報告しております。

10番～そこで当局にお伺いしますが、評価委員は提出したと先程の助役さん  
の答弁の中ではまだ提出は受けてないという様なくい違いが出ており  
ますが、その辺どつちが正しいか一方は提出した一方は受け取らない  
というくい違いが出ておりますが。

助役～その方は今の評価委員のお答えは評価と数字的の問題をやつておると  
いう同じやないかと思ひます。その方はしかしその税法でいう何とし  
ては書類としてはやられてないところ思ひます。

12番～助役にお伺いします。現在固定資産評価補助員は何名おりますか。

助役～現在の所はおりません。

12番～この88条の趣旨からしますと少なくとも毎年1回実地に評価  
させなければならないというふうになつておられますが、この面は  
どういふふうになつておられますか。

助役～この方は65年度からき道に乘せるために補助員を4名増員してもら  
つて法通りの何で進めようというので準備にとりかかつています。

12番～固定資産評価委員に1名、それから補助員4名でこの全市の固定資産  
を1回に調査する事が出来ると、可能と考へておられますか。

助役～この方は65年度においては全土地、家屋の再調査というふうになつ  
ておりますので、その方は定数外の吏員の方にもお願いしてやつて行  
きたいと思つております。只今申上げたのは定数外の事です。

5番～  
財政確立の面から固定資産評価委員の任務は非常に重要な任務であります。こ  
れは私が説明する必要はありません。そこで評価委員は答へられた任  
務を果すという意味に立ちまして、自からそれをやり通せるという自  
信があるかないか。その辺のあなた自身の考へ方を1つ聞かせて戴き  
たいと思ひます。非常に重要な任務をあなたは与えられておりますか  
ら、あなた自身の立場から私には出来かねるとか或はどうかこう  
にかようやくは出来かねるとか、そういった様な範囲内で結構です  
からあなた自身の考へ方を1つお聞かせ願ひます。

委員～どうかやつて行けると思ひます。

12番～今先の質問に対して、この3項の方は市町村長に提出したというふうに答弁されておりますが、それは文書によつて提出されておられるか口頭でやつておられるか。

委員～一応はその年度分の増えた分だけ文書にして報告しております。

10番～そこで当局にお伺いしますが、評価委員は提出したと先程の助役さんの答弁の中ではまだ提出は受けてないという様なくい違いが出ておりますが、その辺どつちが正しいか一方は提出した一方は受け取らないというくい違いが出ておりますが。

助役～その方は今の評価委員のお答えは評価と数字的の問題をやつておるといふ何じやないかと思ひます。その方はしかしその税法でいふ何として書類としてはやられてないところ思ひます。

12番～助役にお伺いします。現在固定資産評価補助員は何名おりますか。

助役～現在の所はおりません。

12番～この88条の趣旨からしますといふと少なくとも毎年1回実地に評価させなければならないといふふうになつておられますが、この面はどういふふうになつておられますか。

助役～この方は65年度からき道に乘せるために補助員を4名増員してもらつて法通りの何で進めようといふので準備にとりかかつています。

12番～固定資産評価委員に1名、それから補助員4名でこの全市の固定資産を1回に調査する事が出来ると、可能と考へておられますか。

助役～この方は65年度においては全土地、家屋の再調査といふふうになつておりますので、その方は定数外の吏員の方にもお願いしてやつて行きたいと思つております。只今申上げたのは定数外の事です。

5番～  
財政確立の面から固定資産評価委員の任務は非常に重要な任務であります。これは私が説明する必要はありません。そこで評価委員は当えられた任務を果すという意味に立ちまして、自からそれをやり通せるといふ自信があるかないか。その辺のあなた自身の考へ方を1つ聞かせて戴きたいと思ひます。非常に重要な任務をあなたは与えられておりますから、あなた自身の立場から私には出来かねるとか或はどうかにかうにかようやくは出来かねるとか。そういった様な範囲内で結構ですからあなた自身の考へ方を1つお聞かせ願ひます。

委員～どうかやつて行けると思ひます。

5 番～固定資産の台帳の法規で要求された完全な、まだ整備はなっておりませんが、そこで係員はやりずらい点はあると思つますが、とにかくもういつた事務上の問題もあるし、評価そのものも技術上の問題もあるし更に又この問題は特殊な問題で強固な信念が必要であります。そういうすべての要素を考慮に入れて自分に当えられた重要な任務を遂行して行くというふうなお考はあるとして併しやくして良いですか。

委員～はい。

課長～再休憩いたします。(午後12時9分)

課長～再開いたします。(午後12時13分)

委員～先きの答弁に対してちよつと訂正いたします。調査して来て終つて文書で上司の方に提出するという事は間違いで資料みたいなかつこうで提出しております。正式な文書じゃなくして数字的な資料です。

3 番～固定資産の本年度の増が422 \$となつておりますが、先き程の助役の説明によりますと、土地が地目変更したもの或は新しく建築した分の増という事でありまして、課長さんから固定資産の添増が興つて県において38多畑においては71多、宅地においては42多のお話で1率45多の増になるという事でありまして、これは65年度から実施して行くという様な方策だと同じておりますが、そうなつた場合にはその予算にはそれが盛り込まれてないという事になるんですが、その増の分は来年度の予算には盛り込まれてないという御見解ですか。

助役～盛られております。

3 番～しかし現年度の予算においての平均して45多の増という様な先きの説明からおりました場合に、421 \$という数字が非常に差が出てくる訳であります。その根拠はどこにあるかですね。家屋の新築が或は畑から宅地になる部分であると、その増と又更に評価からしての平均しての45多の増を見込むという事になつて、421 \$という訳ですかこれしか見限りは出せない訳ですか。

助役～この方は先きから申し上げておりますように64年度の予算から政府の係の課長の方が何多増しなければいけないというふうな、64年度から予算計上されております。それで結局は予算上の比増増減でございまして、4,000 \$という事でありまして、64年度を政府の指した数と実際に賦課調整してある数を申上げますと政府の指した数で予算計上してありますので、予算と実際調整された額との差額というのが、結局種額にして約3890 \$という差額が出ておる訳でございまして、これだけが結局は現在行の本市における固定資産の評価と

5 番～固定資産の台帳の法規で要求された完全な、まだ整備はなっておりません、そこで係員はやりずらい点はあると思つますが、とにかくそういった事務上の問題もあるし、評価そのものも技術上の問題もあるし更に又この問題は特殊な問題で強固な信念が必要であります。そういったすべての要素を考慮に入れて自分に当えられた重要な任務を遂行して行くというふうなお考はあるとして解しやすくして良いですか。

委員～はい。

議長～暫休憩いたします。(午後12時9分)

議長～再開いたします。(午後12時13分)

委員～先きの答弁に対してちよつと訂正いたします。調査して来て終つて文書で上司の方に提出するという事は間違いで資料みたいなかつこうで提出しております。正式な文書じゃなくして数字的な資料です。

3 番～固定資産の本年度の増が422 \$となつておりますが、先き程の助役の説明によりますと、土地が地目変更したもの或は新らしく建築した分の増という事でありますが、課長さんから固定資産の基礎が變つて田舎においては38 %畑においては71 %。宅地においては42 %のお話で1率45 %の増になるという事でありますが、これは65年度から実施して行くという様な方策だと聞いておりますが、そうなたつた場合にはこの予算にはそれが盛り込まれてないという事になる訳ですが、その増の分は来年度の予算には盛り込まれてないという御見解ですか。

助役～盛られております。

3 番～しかし現年度の予算においての平均して45 %の増という様な先きの説明からおしました場合に4,421 \$という数字が非常に差が出てくる訳であります。その根拠はどこにあるかですね。家屋の新築が或は畑から宅地になる部分であると、その増と又更に評価からしての平均しての45 %の増を見込むという事になつて4,421 \$という訳ですかこれしか見積りは出せない訳ですか。

助役～この方は先きから甲上げておりますように64年度の予算から政府の係の課長の方が何 %増しなればいけないというふうな、64年度から予算計上されております。それで結局は予算上の比較増減でございますので、4,000 \$という事でありまして、64年度を政府の指示した数と実際に賦課調整してある数を申上げますと政府の指示した数で予算計上してありますので、予算と実際調査された額との差額というのが、結局税額にして約3890 \$という差額が出ておる訳でございます。これだけが結局は現在行の本市における固定資産の評価と

それから政府が見ておる評価の差額が税額にして3,890 \$というふうになつておりますので、65年度予算においても予算上は政府の見ておる通りものを選んでありますので、予算の比較をして4,000 \$というふうになつておりますが、実際上はまだ発表されません。

3 番～64年度予算の場合に3,890 \$ですか。予算上のあれになるという訳ですが、その場合に当初予算を組んだ場合にはそれだけ突進するといふ様な想定の下に予算は組まれたと思うんですが、出来なかつた理由或はこれは年度途中においてもそれが出来ないという事になれば当然そういう結果になると思うんですが、更正しなかつた理由はどこにあるかですね。

助 役～更正の方は別にやつておりませんが、出来なかつた理由については、先き1番さんの御質問にお答えした通りでございます。

3 番～更正しないでも良いとゞいう訳ですか。

助 役～良いという訳ではありません。予算上は更正してありません。

議 長～外になければ進行いたしたいと思ひます。

議 長～暫く休息いたします。(午後12時15分)

議 長～再開いたします。(午後12時15分)

3 番～事業税で第1種から3種までとなつておりますが、2種の方が課税対象になつてないのはどういう訳ですか、又近頃は大きな養とん業或は養けんの大きな事業が出来ておりますが、そういうものは対象にせんで2種が取り上げられてないのはどういう訳であるかですね、又2種を免除する場合には議会の承認を得ると思うんですが、そういう手続きは終つておるかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。

助 役～この方は第2種業に付ましてはこれから該当するものと思つておりますが、65年度の方はまだ準備はしてありません。

3 番～65年度の該当者はおらないという訳ですか。どういふ詳しくやくの下ですか。

助 役～事業税におきましては結局は

3 番～本年の4月1日で事業した場合には、事業税に入れる場合には課税の対象となる訳じやないですか、やつてないという訳ですか。すでに事業にのつておると思うんですが、何か玉井し料なんか

それから政府が見ておる評価の差額が税額にして3,890 \$というふうになつておりますので、65年度予算においても予算上は政府の見ておる通りのものを組んでありますので、予算の比較をして4,000 \$というふうになつておりますが、実際上はまだ発表されません。

3 番～64年度予算の場合に3,890 \$ですか。予算上のあれになるという訳ですが、その場合に当初予算を組んだ場合にはそれだけ実施するという様な想定の下に予算は組まれたと思うんですが、出来なかつた理由或はこれは年度途中においてもそれが出来ないという事になれば当然そういう結果になると思うんですが、更正しなかつた理由はどこにあるかですね。

助 役～更正の方は別にやつておりませんが、出来なかつた理由については、先き1番さんの御質問にお答えした通りでございます。

3 番～更正しないでも良いという訳ですか。

助 役～良いという訳ではありません。予算上は更正してありません。

議 長～外になければ進行いたしたいと思ひます。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時15分)

議 長～再開いたします。(午後12時51分)

3 番～事業税で第1種から3種までとなつておりますが、2種の方が課税対象になつてないのはどういう訳ですか、又近頃は大きな養とん業或は養けんの大きな事業が出来ておりますが、そういうものは対象にせんで2種が取り上げられてないのはどういう訳であるかですね、又2種を免除する場合には議会承認を得ると思うんですが、そういう手続きは終つておるかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。

助 役～この方は第2種業に付ましてはこれから該当するものと思つておりますが、65年度の方はまだ準備はしてありません。

3 番～65年度の該当者はおらないという訳ですか。どういう解しやくの下ですか。

助 役～事業税におきましては結局は

3 番～本年の4月1日で営業した場合には、事業税に入れる場合には課税の対象となる訳じやないですか。やつてないという訳ですか。すでに事業にのつておると思うんですが、何か玉井し料なんか

助 役～あの方は個人ではないんじゃないかと疑念つております。

3 番～個人じゃない。個人でも相当大々的にやっているものもいますがね。養けん業なんか。

財政課長～現在市民税並びに事業税の申告期間でありますので、6月30日まで申告がなされる訳ですか。それで愛知とかのだけ別に養とん業を経営しておられる方がありますが、実際に申告書が出て又それに応ずる調査もなされて課税の対象課税評準が決る訳ですが、65年度から適用されるといふものが出て来る訳であります。しかしそういう当初の予算には計上してありませんが、当然65年度からは、これも課税されるだろうと思ひます。

3 番～しかし養とんは近頃まだき道にはのつてないが、養とんにおいてはすでにこれは期間にやつておる所はそうとうある訳ですよ、それで現年度予算にやらんで途中からというところの予算の意味がなさないと思ふんですが、それは大体の概算も分らん訳ですか。課税客体が立派ににぎり切れないという様な理由だと思ふんですが、しかし予算はあくまでも次の年度の1ヶ年分を見通しての予算だと思ふんですが。

財政課長～その面では養けんは前編からありますが、今まで第2種業者の課税はされておりません。そこは養けん業という実際の事業をどういう範囲で事業という限定づけをするということと問題があるんじゃないかと。こういうふう考える訳です。しかしこれが完全な事業としての状態が備わっておれば、当然養けんも第2種の事業として課されるべきだと。こういうふう考えられます。

3 番～もう1件だけ。3種において850\$を越えた分において予算の算出根準が2,100\$になつておりますが、資料によりましたら6件の該当者がおるといふふうになつて、この業態が850\$以上にもなれば、控除額が170\$ですか、ですから920\$の所得以上という事になります。そうじゃなくて、たといその6件であつても企業の会計が5000\$を越すと思ふんです。850\$以下の6倍をしてもすね。この算定の基準はどういふうになされたかです。2,100\$を組んだ基準です。この資料をあなた方々は出されておるのが事業税の第3種の850\$以上というのは、これは徴収実績ですか。現年度は1応これだけですが、次の年もこれだけ見られると思ふんですが、そんな場合は少なくとも最低6名の所得という事になればその5,100\$ですか。以上なると思ふんですが、しかしこの予算が2,100\$しか見算つておらんですが、2,100\$の100分の4の84\$しか予算は計上されてないが、どういふ算定の基準でこういう数字が出て来たかです。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時8分)

議 長～再開いたします。(午後2時9分)

助 役～あの方は個人ではないんじゃないかと願恩っております。

3 番～個人じゃない。個人でも相当大々的にやっているものもいますがね。養けん業なんか。

財政課長～現在市民税並びに事業税の申告期間でありますので、6月30日までに申告がなされる訳ですか。それで愛知とかのだけ辺に養けん業を経営しておられる方がありますが、実際に申告書が出て又それに応ずる調査もなされて課税の対象課税評準が決る訳ですが、65年度から適用されるというものが出来来る訳であります。しかしそういう当初の予算には計上してありませんが、当然65年度からは、これも課税されるだろうと思います。

3 番～しかし養けんは近頃まだき道にはのつてないが、養けんにおいてはすでにこれは専門にやっておる所はそうとうある訳ですよ、それで現年度予算にやらんで途中からというこの予算の意味がなさないと思うんですが、それは大体の概算も分らん訳ですか。課税客体が立派ににぎり切れないという様な理由だとは思いますが、しかし予算はあくまでも次の年度の1ヶ年分を見通しての予算だと思んですが。

財政課長～その面では養けんは前節からありますが、今まで第2種業者の課税はされておりません。そこは養けん業という実際の事業をどういう範囲で事業という限定づけをするということの問題があるんじゃないかと。こういうふうに考える訳です。しかしこれが完全な事業としての状態が備れておれば、当然養けんも第2種の事業として課されるべきだと。こういうふうに考えられます。

3 番～もう1件だけ。3種において850\$を越えた分において予算の算出標準が2,100\$になっておりますが、資料によりましたら6件の該当者がおるといふようになって、この業態が850\$以上になれば、控除額が170\$ですか、ですから920\$の所得以上という事になりますが、そうでなくて、たといその6件であつても企業の会計が5000\$を越すと思うんです。850\$以下の6倍をしてもですね。この算定の基礎はどういふうになされたかですね。2,100\$を組んだ基礎ですね。この資料をあなた方々は出されておるのが事業税の第3種の850\$以上というのは、これは徴収実績ですか。現年度は1応これだけですが、次の年もこれだけ見積られると思うんですが、そんなつた場合には少なくとも最低6名の所得という事になればその5,100\$ですか。以上なると思うんですが、しかしこの予算が2,100\$しか見積っておらんですが、2,100\$の100分の4の84\$しか予算は計上されてないが、どういう算定の基礎でこういう数字が出て来たかですね。

議 長～暫休いたします。(午後2時8分)

議 長～再開いたします。(午後2時9分)

議 長～4番議員の出席を報告いたします。

財政課長～その事業税の第3種の部の方は累進課税でありまして、その中で6名の所得を計算しますと2,955 \$になります。

議 長～外にありませんか。今の第3目の事業税は一応質疑を終りまして、次は4目の不動産取得税について質疑を行います。

議 長～別がないようでありますので、次は第2款の市町村交付税の方に移ります。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時10分)

議 長～再開いたします。(午後2時15分)

議 長～次は第3款の公営企業及び財産収入の方<sup>15</sup>移ります。

1 番～と場の費用料と市場の費用料が去年より減額されておりますが、どう  
いう理由ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時55分)

議 長～再開いたします。(午後3時6分)

4 番～愛知のグマ川原ですか、志真志のホウコウ原合せて1,200坪位の田地  
になっておりますが、これの税金として課した場合はいくら位いにな  
りますか。固定資産税として課した場合、民間のですね個人所有の場合  
の固定資産はどの位ありますか。

助 役～志真志のホウコウ原の何から見た場合に賃貸料として3 \$ 99セント  
というふうになっておりますですが、これ仮りに固定資産税としてや  
つた場合においては約1 \$ 50セント位いじやないかと思つておりま  
す。

4 番～年額1セントですか、坪当りこれらの土地を市が直接使用するという  
考え方も持っておりますか。

助 役～今の所そういう事は考えられておりませんが、将来については、  
これからの同由ですから、はつきりはいえないんじやないかと思つて  
おります。

4 番～そうするとおつしやる事からすると当分の間そのまま良いという考  
え方に立つておる訳ですか。

議 長～4番議員の出席を報告いたします。

財政課長～その事業税の第3種の部の方は累進課税でありまして、その割で6名の所得を計算しますと2,955 \$になります。

議 長～外にありませんか。今の第3目の事業税は一応質疑を終りまして、次は4目の不動産取得税について質疑を行います。

議 長～別にないようでありますので、次は第2款の市町村交付税の方に移ります。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時10分)

議 長～再開いたします。(午後2時15分)

議 長～次は第3款の公営企業及び財産収入の方移ります。

1 番～と場の使用料と市場の使用料が去年より減額されておりますが、どう  
いう理由ですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時55分)

議 長～再開いたします。(午後3時6分)

4 番～愛知のグマ川原ですか、志真志のホウコウ原含せて1,200坪位の田地  
になつておりますが、これの税金として課した場合はいくら位になり  
ますか。固定資産税として課した場合、民間のですね個人所有の場合  
の固定資産はどの位ありますか。

助 役～志真志のホウコー原の何から見た場合に賃貸料として3 \$ 99セント  
というふうになつておりますですが、これ仮りに固定資産税としてや  
つた場合においては約1 \$ 50セント位いじやないかと思つておりま  
す。

4 番～年額1セントですか。坪当たりこれらの土地を市が直接使用するという  
考え方も持つておりますか。

助 役～今の所そういう事は考えられておりませんが、将来については、  
これからの問題ですから、はつきりはいえないんじゃないかと思つて  
おります。

4 番～そうするとおつしやる事からすると当分の間そのまま良いという考  
え方に立つておる訳ですか。

助 役～と申上げますのは結局今市としての、そこに計画してないし又周廻からの何からしまして周廻としても今の所使おうというふうな何がございませんで当分は待つた方がよいんじゃないかと思つておる家です

4 番～有効に使うと利用するという様な考え方からすると早急に処分して外に若し、例えばこれから構想を持つておられる市営住宅の敷地とかいつた様な土地を確保するというのが私は願望と思つておるが、それについては、これと関連付けて考えておるかどうか。

助 役～その場合だつたら関連付けて考えらん事もないんじゃないかと思つております。

財政課長～その内8,000坪が畑になつておりますので等級は最低の5等。税額にして1.40%となつております。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時12分)

議 長～再開いたします。(午後2時13分)

議 長～次は5.6.7.8.9.10款まで巻括にやります。

4 番～市有財産のと場の使用料についてであります。新年度においては、減収に落つております。これは改築しない前より大部減収になる傾向にあるんじゃないかと思つておるが、改築する場合に施設の不備で思つた様な収入が上げ得ないと、新しい近代的な設備をすれば収益においても尚上るし、そうすれば独立採算を充分可能だという様な事で2万\$近くの資金を投じてあれだけの施設をやつた訳ですが、しかしその改築以後逆に収入よりか減つていると、しかも市内の需要においては何ら乗りはないし又かえつて伸びつつあるんだという様な事ですが、これについて努力が足りないのか、或は又何かそこに減収になる理由があるかどうかです。それについて御説明願います。民間企業ならばです。今の状態ならおそろく利益しないかも知れないです。よすから個人企業の立場からすると経営者がまずいのか、或はもつと努力すべきは道路が販路の開拓といひますか、そういう様な事も必然的に必要じゃないかどうかです。

財政課長～と場の建築工事、約半々年位です。4ヶ月から半々年位い結局本市のと場がいろいろ改築のために新設敷地に仮と場を設けたし、また、その場合にその当時の業者があつちこつちに分散して行つたと、コザのと場を使用する人と、それから勢理寮ですか、あの辺のと場を利用するか、今度には置した仮と場を利用するか、そういうふうにいちいちある期間業者が分散してしまひ、本建築が完了して一處と場が出来たので、そこに従来の業者、その人々が出た訳であります。分散してある既設と場を利用していた人々の中

助 役～と申し上げますのは結局今市としての、そこに計画してないし又周囲からの何からしまして周囲としても今の所使おうというふうな何がございませんで当分は待つた方が良くないかと思つておる訳です

4 番～有効に使うと利用するという様な考え方からすると早急に処分して外に若し、例えばこれから構想を持つておられる市営住宅の敷地とかいつた様な土地を確保するというのが私は順当と思ひますが、それについては、これと関連付けて考えておるかどうか。

助 役～その場合だつたら関連付けて考えらん事もないんじゃないかと思つております。

財政課長～その内8,000坪が畑になつておりますので等級は最低の5等。税額にして1,40%となつております。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時12分)

議 長～再開いたします。(午後2時13分)

議 長～次は5.6.7.8.9.10款まで総括にやります。

4 番～市有財産のと場の使用料についてであります。新年度においては、減収になつております。これは改築しない前より大部減収になる傾向にあるんじゃないかと思ひますが、改築する場合に施設の不備で思う様な収入が上げ得ないと。新しい近代的な設備をすれば収益においても尚上るし、そうすれば独立採算を充分可能だという様な事で2万\$近くの資金を投じてあれだけの施設をやつた訳ですが、しかしその改築以後逆に収入より減つていると、しかも市内の需要においては何ら變りはないし又かえつて伸びつつあるんだという様な事ですが、これについて努力が足りないのか。或は又何かそこに減収になる理由があるかどうかです。それについて御説明願ひます。民間企業ならばですね。今の状態ならおそらく倒産しないかも知れまいんですよ。ですから個人企業の立場からすると経営者がまずいのか、或はもつと努力すべきはは路が販路の開拓といひますか、そういった様な事も必然的に必要じゃないかどうかです。

財政課長～と場の建築工事、約半々年位いですね。4ヶ月から半々年位い結局本市のと場がいろいろ改築のために新城解放地に仮と場を設置いたしました。その場合にその当時の業者があつちこつち分散して行つたと、コザのと場を使用する人と、それから勢理客ですか、あの辺のと場を利用するとか、今度は設置した仮と場を利用するとか、そういうふうにいちいちある期間業者が分散してしまひまして、本建築が完了して一応と場が出来たので、そこに従来の業者、その人々が帰り出した訳であります。分散してある既設と場を利用していた人々の中

にですね、各と場とのいわゆる業者の獲得合戦ですか。そういうふうな事でそういう分散した方々が相手のと場に行つて、いわゆると場利用者の役員とかですね、そういうふうにして重要なポストにつけられた人々が大部おる訳です。

4 番～現在独立採算制でいう採算が取れているかどうか、それについてお伺いします。

助 役～現在の何では独立採算の方は取れない様なかつこうになつております。

4 番～いつから取れる様になりましたか、それはですね近代的な設備をしてそう長くは待たずにして独立採算制が充分取れるんだといった様な事をここでははつきり説明しておつたと、ころ聞いておりますが、既に3ヶ年4ヶ年という年月も経過していますが、何日から又独立採算が取れるか、それについてお伺いします。

助 役～この方は建築の計画からしますと、10ヶ年の年月でもつて償還するというふうなかつこうで計画されておりますが、事実上は5ヶ年しか借り入れはされておりませんので結局10ヶ年立たんと償還を別の方で向けるという事になれば6ヶ年目からは独立採算制が取れるという事になる訳ですが、しかし企業の何からした場合、この起債そのものがその独立採算の収入で独立採算的収入でまかなうべきだという事になれば、10ヶ年後でじやなければ独立採算は取れんというかつこうになる訳です。

4 番～市内の全需要を満たす場合に何年位いすれば独立採算制は取れますか

助 役～この方は市内の全需要をみたす、みたさんじやなくして建築計画をやりました当時の実績をおさえてやつて10ヶ年というふうになつております。

4 番～全市内の需要をですね、完全に獲得するといった場合にどの程度の実績が上りますか、収入になりますか。

助 役～この方は計算をしたことはございません。

4 番～これについては当局もたしかに、その資料を必要だと思つておりますので是非資料を準備して載きたい、尚又本市においては養とんの協業化ですか、或は近代化というような目下盛んでありますので、それとタイアップしてこの施設を生かすならば法は早急に独立採算制を取れるんじゃないかと思つております。その点は後で資料をお願いいたします、それから各種補助金が計上されておりますが、これは市の独自の計画に差づいてそして次年度においてそれだけの補助金は是非獲得

にですね、各と場とのいわゆる業者の獲得合戦ですか。そういうふうな事ですらう分散した方々が相手のと場に行つて、いわゆると場利用者の役員とかですね、そういうふうにして重要なポストにつけられた人々が大部おる訳です。

4 番～現在独立採算制でいう採算が取れているかどうか、それについてお伺いします。

助 役～現在の何では独立採算の方は取れない様なかつこうになつております

4 番～いつから取れる様になりましたか。それはですね近代的な設備をしてそう長くは待たずにして独立採算制が充分取れるんだといった様な事をここではばつきり説明しておつたと、こう聞いておりますが、既に3ヶ年4ヶ年という年月も経過していますが、何日から又独立採算が取れるか、それについてお伺いします。

助 役～この方は建築の計画からしますと、10ヶ年の年月でもつて償還するというふうなかつこうで計画されておりますが、事実上は5ヶ年しか借り入れはさておりませんので結局10ヶ年立たと償還を別の方で向けるという事になれば6ヶ年目からは独立採算制が取れるという事になる訳ですが、しかし企業の何からした場合、この起債そのものがその独立採算の収入で独立採算的収入でまかなうべきだという事になれば、10ヶ年後ズじやなければ独立採算は取れんというかつこうになる訳です。

4 番～市内の全需要を満たす場合に何年位いすれば独立採算制は取れますか

助 役～この方は市内の全需要をみたす、みたさんじやなくして建築計画をやりました当時の実績をおさえてやつて10ヶ年というふうになつております。

4 番～全市内の需要をですね、完全に獲得するといった場合にどの程度の実績が上りますか。収入になりますか。

助 役～この方は計算をしたことはございません。

4 番～これについては当局もたしかに、その資料を必要だと思つておりますので是非資料を準備して載きたい、尚又本市においては養との協業化ですか、或は近代化というような目下盛んでありますので、それとタイアップしてこの施設を生かすならば私は早急に独立採算制を取れるんじゃないかと思つております。その点は後で資料をお願いいたします。それから各種補助金が計上されておりますが、これは市の独自の計画に基づいてそして次年度においてそれだけの補助金は是非獲得

するんだという申請に基づいて、この補助額が計上されておるかどう  
 か或は又これは別個に政府から何か内示があつた分に対して額が計  
 上されておるのか、それについてお伺いします。

助 役～ある程度は政府とのわたりよつて計上されております。

1 1 番～そすると申請した額は次年度における市独自の申請額はいくらですか  
 市が自主的にやる事業はいくらでもあるんだと、只金がないんだとい  
 う事ですが、しかしやる必要があればじやんじやん申請して決定する  
 のは政府の立場から決定されると思ひますが、しかし市はあくまでも  
 出来るだけ多くの補助金を獲得するためには多くの補助申請を出さな  
 くちやいけないというふうな考えますが、市が政府に対して土木事業  
 或は都市計画事業についての補助金を申請した額は次年度においてい  
 くらであるか、大体わたりを付けた分がこれだけだと、申請した額は  
 いくらであるか、それについて申請した額とわたりのつけた額は同額  
 ですか。

助 役～申請の何は結局補助申請という事になれば、内示が来てからしか補助  
 申請はしておりません、しかし事業施行をやりたいという個について  
 は別個の方法で政府の方に行つておる訳でございます。予算の方に計  
 上してあるのは別個の方法で政府の方に工事をやりたいという申の向  
 から政府とのある程度わたりによつて見直しをつけての額を予算に  
 計上してある訳でございます。

4 番 番そうすると政府は次年度においては、これだけしか宜野湾市はやる計画  
 はないんだというふうに片附けないかどうかですね、こちらからたく  
 さんの申請をすれば尚政府に対する近付かれこれと促進出来るかと思  
 いますが、それは向うからわたりを付けた後に申請するいき方は正し  
 いかどうかですね。

助 役～その方は正しいか、正しくないかどうか良くはつきりいえませんが  
 が、しかし別に土木事業の場合においては工事施行についてはある程  
 度政府の方のプランによつてしか施行補助金獲得の何もやられていな  
 いと、というのは結局は補助金獲得前に政府の方から今後2～3ヶ年  
 或は4～5ヶ年の内の工事分量についての資料を各市町村から取り寄  
 せまして、それに査定を加えて各市町村に予算をそれとにらみ合せて  
 予算を流すようなつこうで、それである毎年の事業分量について一応  
 政府とのわたりによつて予算を計上するといふふうな方向になつてお  
 りまして、申請こつちの独自の立場で申請しても異なつてそこに来  
 るかなどかという事にもなりますが、しかし申請しなればこないじや  
 ないかという事にもなりますが、その方は前もつて政府の方から次  
 年度においてこれこれしか出ないといふ事は連絡はある訳ではござ  
 いますが、それによつてしか予算としては計上しておりませんが、し  
 かし事業分量については独自の事業分量については前もつて2～3ヶ  
 年分

するんだという申請に基づいて、この補助額が計上されておるかどうか或は又これは別個に政府から何か内示があつた分に対して額が計上されておるのか、それについてお伺いします。

助 役～ある程度は政府とのわたりよつて計上されております。

11 番～そすると申請した額は次年度における市独自の申請額はいくらですか市が自主的にやる事業はいくらでもあるんだと。只金がないんだという事ですが、しかしやる必要があればじやんじやん申請して決定するのは政府の立場から決定されると思ひますが、しかし市はあくまでも出来るだけ多くの補助金を獲得するためには多くの補助申請を出さなくちやいけないというふうに考えますが、市が政府に対して土木事業或は都市計画事業についての補助金を申請した額は次年度においていくらであるか、大体わたりをつけた分がこれだけだと、申請した額はいくらであるか、それについて申請した額とわたりのつけた額は同額ですか。

助 役～申請の何は結局補助申請という事になれば、内示が来てからしか補助申請はしておりません。しかし事業施行をやりたいという何については別個の方法で政府の方に行つておる訳でございます。予算の方に計上してあるのは別個の方法で政府の方に工事をやりたいという中の内から政府とのある程度のわたりによつて見直しをつけての額を予算に計上してある訳でございます。

4 番 そうですね。それと政府は次年度においては、これだけしか宜野湾市はやる計画はないんだというふうに片附けないかどうかですね。こちらからたくさん申請をすれば尚政府に対する折衝かれこれと促進出来るかと思ひますが、それは向うからわたりをつけた後に申請するいき方は正しいかどうかですね。

助 役～その方は正しいか、正しくないかどうか良くはつきりいえませんが、しかし特に土木事業の場合においては工事施行についてはある程度政府の方のプランによつてしか施行補助金獲得の何もやられていないと、というのは結局は補助金獲得前に政府の方から今後2～3ヶ年或は4～5ヶ年の内の工事分量についての資料を各市町村から取り寄せまして、それに査定を加えて各市町村に予算をそれとにらみ合せて予算を流すようなかつこうで、それで毎年の事業分量についても一応政府とのわたりによつて予算を計上するというふうな方向になつておりまして、申請こつちの独自の立場で申請しても果してそこに来るかどうかという何もございませぬ。しかし申請しなければこないじやないかという事にもなりますが、その方は前もつて政府の方から次年度においてはこれこれしか出積ないという事は連絡はある訳でございますが、それによつてしか予算としては計上しておりませぬ。しかし事業分量については独自の事業分量については前もつて2～3ヶ年分

は4～5ヶ年分という何で政府の方には提出されておる訳でございます

4 番～それについては逆じやないですか。政府の計画に基づいて、こちらが申請するという事じやなくして、こちらの申請に基づいて補助金を交付してもらつたという様な行き方が私は正しいんじやないかと思ひます。そこで申請しようがしまいが来るだけしか来ないんだといつた様な考え方じやなくして、あくまでも多くの工事箇所を整備申請する事によつて、それなりに検討も受けた所からなされるんじやないかといふ事も考えられますので、それは次年度に独自の計画を立ててそしてそれに基づいて多くの申請を私はなすべきだといふふうに考えますが、その点については良く御検討して戴きたいと思ひます。それから2万\$起債の2万\$であります。市長はたえずやるべき仕事はたくさんあるんだと、そしてだが金がなくてやれないんだという様な事をたえずおつしやつておりますが、この市債がある程度目途を付けて予算の計上するまでにはある程度目途を付けているならば、そのまゝ計上してもらつて外の事業を推進して行くべきじやないかというふうに考えておりますが、なぜ仕事はいくらでもあるのにそれを開らぬなければならぬか。目途を付けてしまえばですね、そのまま計上しておいて、そして才出の事業費に当てて段々これをついで行かぬかどうか、それについてお伺ひします。

助 役～その方は街作りとしての基本的な何は先にマスタープランの方は申請の段階にあつてまだ認可の段階まで来ておりません。これから先の問題として結局はそういう企業的事業につきましてはこれからの問題として取り上げて行かれる問題じやないかと思つております。そういう何からして6ヶ年度予算においてはまだそのプランそのものについての構想が持たれておりませんので、開つてあります。

4 番～この2万\$につきましては、一応予算編成するまでには見送しは、目途はついておつたかどうか、起債の必めどはついておつたかどうかそれについて。

助 役～目途はついておりません。

4 番～ある程度目途はつい予算編成も決るべきだと、いふふうに考えますが

助 役～その方は事業費としての起債計画してありましたので、その事業費そのものが結局はまだ事業費的の計画まで行つておりませんので、目途の何についてはわたりはつけられておりません。

議 長～才入論一応質疑は終つておりますが、尚総合的に後でまとめてしたいと思ひます。

は4～5ヶ年分という何で政府の方には提出されておる訳でございます

4 番～それについては逆じやないですか。政府の計画に基づいて、こちらが申請するという事じやなくして、こちらの申請に基づいて補助金を交付してもらふという様な行き方が私は正しいんじやないかと思えます。そこで申請しようがしまいが来るだけしか来ないんだといった様な考え方じやなくして、あくまでも多くの工事箇所を整備申請する事によつて、それなりに検討も受つた所からなされるんじやないかという事も考えられますので、それは次年度に独自の計画を立ててそしてそれに基づいて多くの申請を私はなすべきだというふうに考えますが、その点については良く御検討して戴きたいと思えます。それから2万\$起債の2万\$であります。市長はたえずやるべき仕事はたくさんあるんだと、そしてだが金がなくてやれないんだという様な事をたえずおつしやつておりますが、この市債がある程度用途を付けて予算の計上するまでにはある程度用途を付けているならば、そのまま計上してもらつて外の事業を推進して行くべきじやないかというふうに考えておりますが、なぜ仕事はいくらでもあるのにそれを削らなければならないか。用途をつけてしまえばですね、そのまま計上しておいて、そして才出の事業費に当てて段々これをつい行して行かないかどうか、それについてお伺いします。

助 役～その方は街作りとしての基本的な何は先にマスタープランの方は申請の段階にあつてまだ認可の段階まで来ておりません。これから先の問題として結局はそういう企業的の事業につきましてはこれからの問題として取り上げて行かれる問題じやないかと思つております。そういう何からして65年度予算においてはまだそのプランそのものについての構想が持たれておりませんので、削つてあります。

4 番～この2万\$につきましては、一応予算編成するまでには見直しは、用途はついておつたかどうか、起債の必めどはついておつたかどうかそれについて。

助 役～用途はついておりません。

4 番～ある程度用途はつい予算編成も昨るべきだと、いうふうに考えますが

助 役～その方は事業費としての起債計画してありましたので、その事業費そのものが結局はまだ事業費的の計画まで行つておりませんので、用途の何についてはわたりはつけられておりません。

議 長～才入職一応質疑は終つておりますが、尚總括的に後でまとめてしたいと思えます。

議長～次は2款の役所費に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時55分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の開議はこれをもって終ることいたします。尚明日は午前10時より開きます。

議長～散会(午後5時1分)

議 長～次は2款の役所費に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時55分)

議 長～再開いたします。(午後5時)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の開議はこれをもって終  
ることいたします。尚明日は午前10時より開きます。

議 長～散会(午後5時1分)